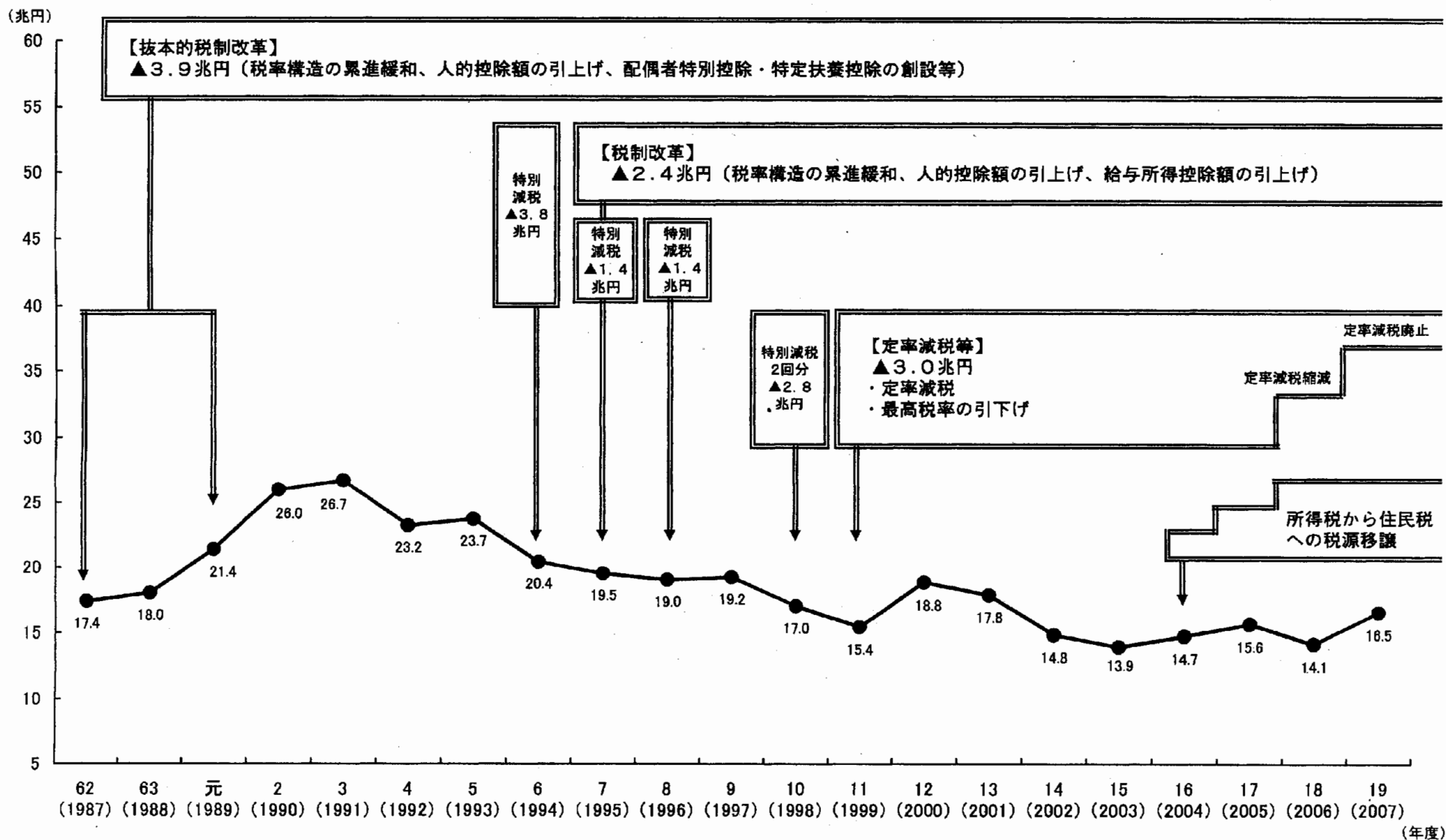


所得税収の推移（一般会計分）

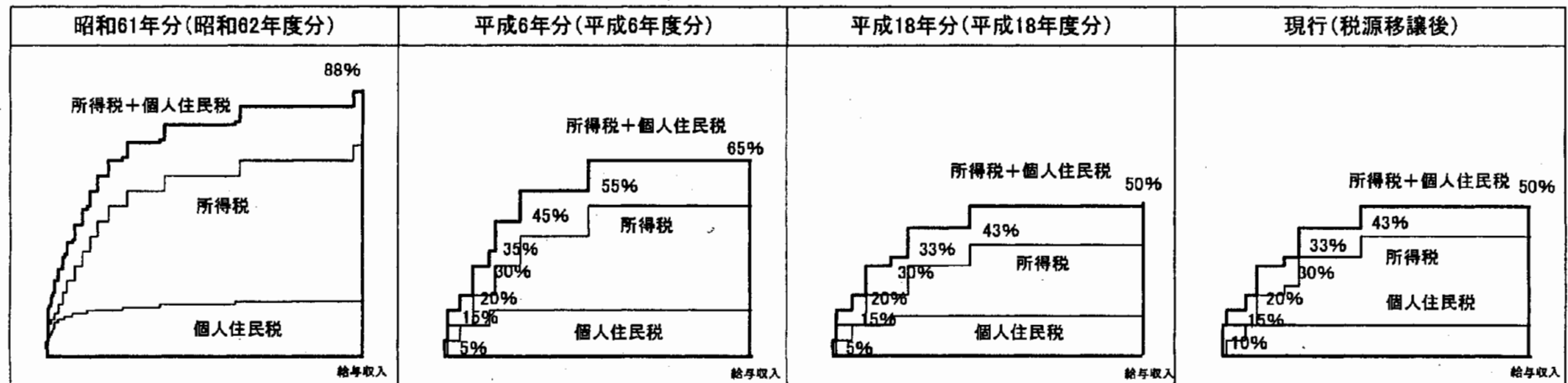


（注）所得税収は、18年度までは決算額、19年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。

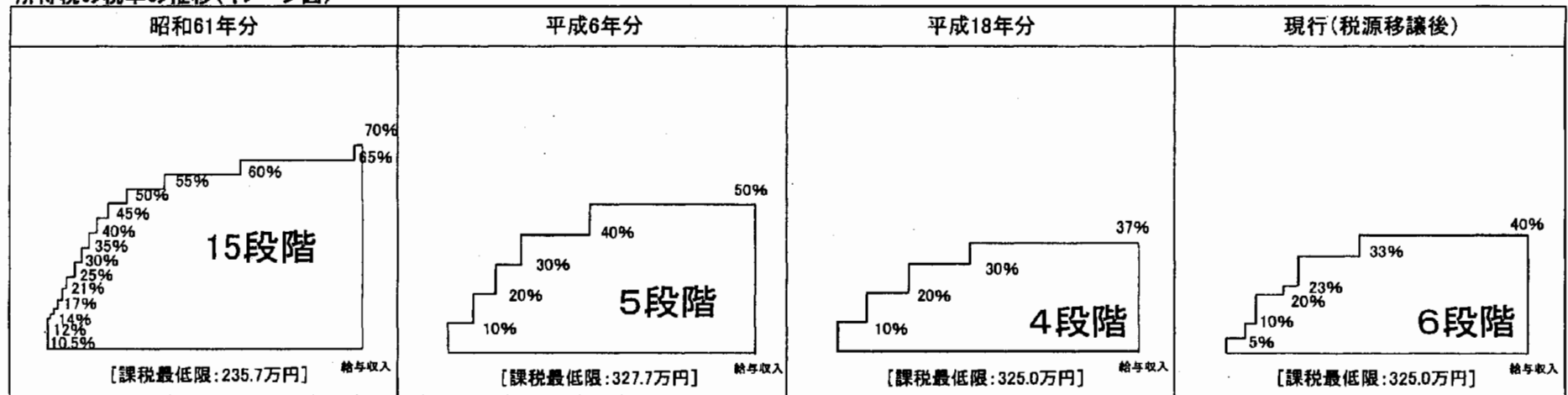
これまでの税制改革

	抜本的税制改革 (昭和 62、63 年)	税制改革 (平成 6 年)	法人税改革・定率減税等 (平成 10 年～)	あるべき税制の構築 (平成 15 年～)
改革の背景・ 必要性 (経済社会の 変化等)	○所得水準の上昇・平準化 ⇒サラリーマンの重税感・不公平感 ○消費の多様化・サービス化 ⇒個別消費税の課税のアンバランス ○経済取引の国際化 ⇒国際的に高い水準の法人税率 ○今後の高齢化の進展	○本格的な高齢化社会の加速・進展 ○中堅所得者層を中心とした税負担の累増感 ⇒「公正で活力ある高齢化社会」の実現	○経済構造改革や金融システム改革等への対応 ○企業経営環境の変化への対応等 ○著しく停滞した経済活動への緊急的対応	○少子・高齢化等の経済社会の構造変化に対応し、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築
基本的視点 ・考え方	○所得・消費・資産等のバランスのとれた税体系 ○国民が公平感をもって納税しうる安定的かつ信頼感のある税体系（水平的公平の確保） ○公平・中立・簡素とともに、社会共通の費用を広く薄く分かち合う視点	○こうした抜本改革の考え方は基本的に支持しうる ○世代を通じた税負担の平準化（ライフサイクルを通じた税負担の平準化） ○国民一人一人が活力を十分発揮できる税制 ○安心して暮らせる高齢化社会を構築するための安定的な税収構造 ○地方税の充実確保	○法人税改革 ○経済活動に対する税の中立性を高め、企業活力と国際競争力を維持 ○金融システム改革に対応した税制 ○恒久的な減税 ・極めて厳しい経済環境に最大限配慮 ・将来の抜本的改革の一部先取り	○「公平・中立・簡素」の原則が基本。特に、①自由な経済活動を妨げない税制、②課税の適正化・簡素化、③安定的な歳入構造の構築、④地方分権と地方税の充実確保の視点が重要。 ○改革の方向性 ・個人所得課税の基幹税としての機能の回復 ・法人課税は、企業活動を妨げない中立的な税制の構築 ・消費課税は、今後、その役割を高めていく
主な改正	○所得税・個人住民税の累進緩和、諸控除の引上げ等 ○消費税の創設と個別間接税の整理・合理化、消費譲与税の創設 ○法人税率の引下げ ○相続税の最高税率引下げ、累進緩和、基礎控除の引上げ ○課税の適正化（株式等譲渡益課税、利子所得一律源泉分離課税等）	○所得税・個人住民税の累進緩和、諸控除の引上げ ○消費税率の引上げと中小特例見直し ○地方消費税の創設 ○相続税の累進緩和、基礎控除の引上げ	○法人実効税率の引下げと課税ベースの適正化 ○組織再編税制、連結納税制度等 ○有価証券取引税等の引下げ・廃止 ○株式等譲渡益課税の適正化 ○定率減税の実施 ○所得税・個人住民税の最高税率引下げ ○消費税の福祉目的化	○所得税・個人住民税（配偶者特別控除（上乘せ）の廃止、年金課税の見直し、定率減税の縮減・廃止、金融所得課税の一体化） ○法人課税（研究開発減税・IT減税、情報基盤強化税制、減価償却制度） ○消費税（中小特例見直し、総額表示） ○相続税（最高税率引下げ、税率構造の見直し、相続時精算課税制度） ○所得税から個人住民税への税源移譲 ○法人事業税（外形標準課税の創設）

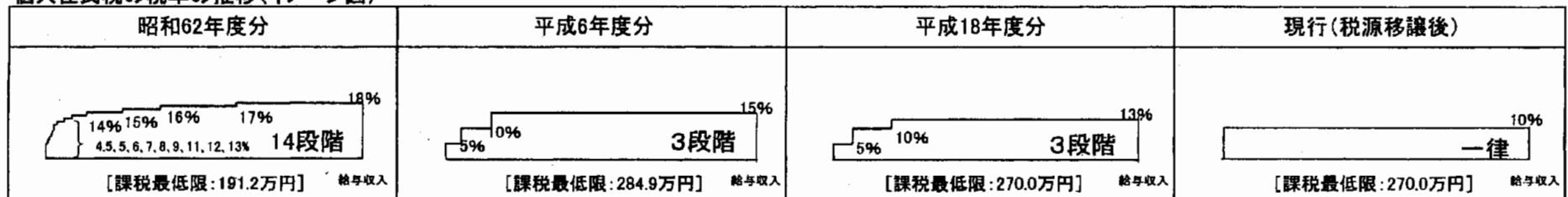
個人所得課税の税率等の推移(イメージ図)



所得税の税率の推移(イメージ図)



個人住民税の税率の推移(イメージ図)



- (注) 1. 上記の給与収入及び課税最低限は、夫婦2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の数値である。
 2. 平成6年(度)分の課税最低限は特別減税前の数値である。

所得税の課税最低限

(単位：万円)

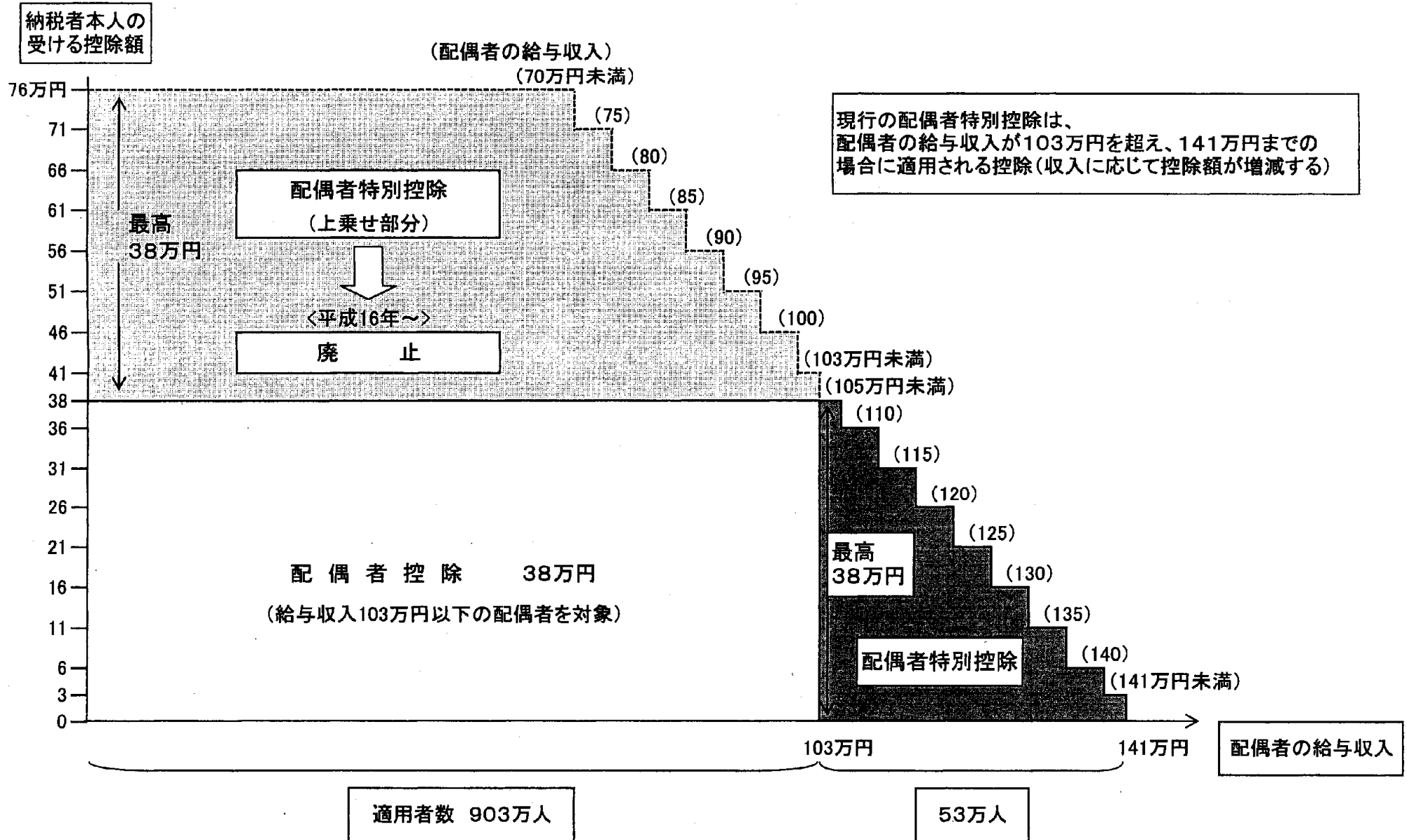
	昭和61年	現行 (平成19年)
夫婦子3人の給与所得者	288.1	384.2
夫婦子2人の給与所得者	235.7	325.0
夫婦子1人の給与所得者	183.3	220.0
夫婦のみの給与所得者	132.2	156.6
単身又は共働き世帯の給与所得者	96.7	114.4

(注) 夫婦子2人の給与所得者及び夫婦子3人の給与所得者は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。

最近の主な所得税の改正

施行時期	改正内容
平成 16 年 1 月	○配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止
平成 17 年 1 月	○年金課税の見直し （老年者控除の廃止、公的年金等控除の見直し）
平成 18 年 1 月	○定率減税の2分の1縮減
平成 19 年 1 月	○定率減税の廃止 税源移譲

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み(配偶者が給与所得者の場合)

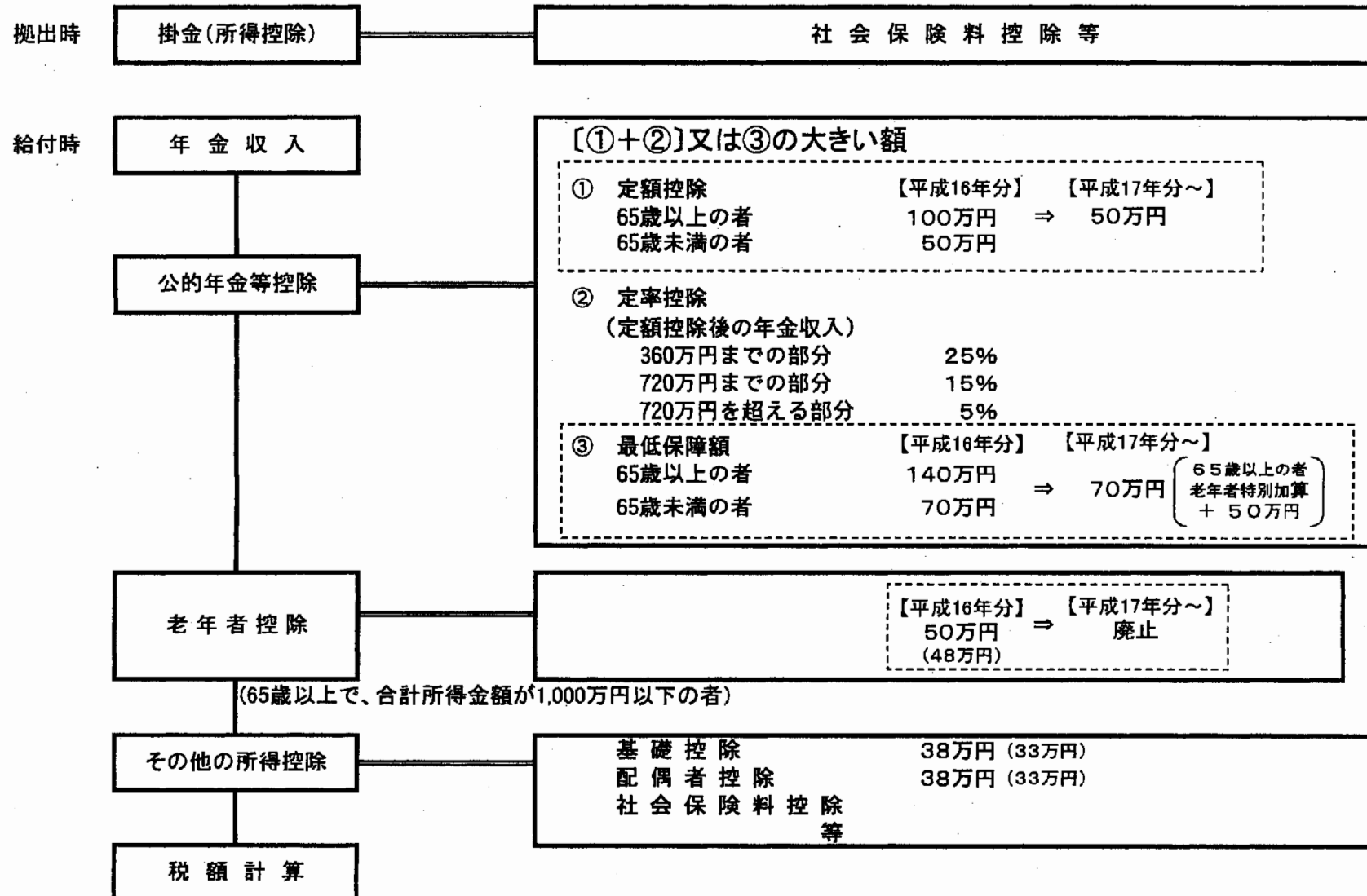


(備考)国税庁「民間給与の実態(平成15年分)」「(年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者))」により作成。

公的年金等に係る課税の仕組み

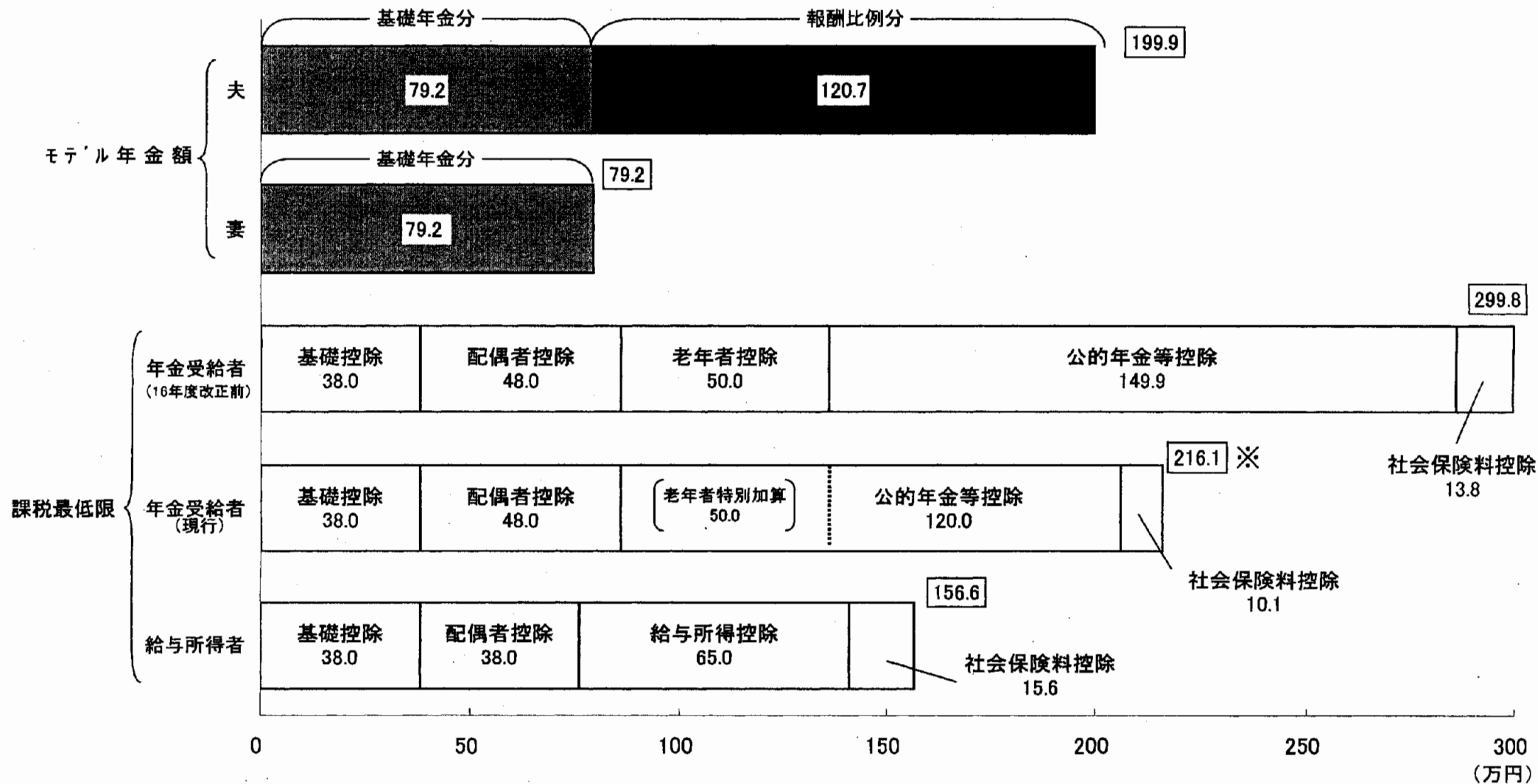
－ 年金課税の見直し －

… 16年度改正



※「老年者控除」及び「その他の所得控除」の()書きは個人住民税の控除額である。

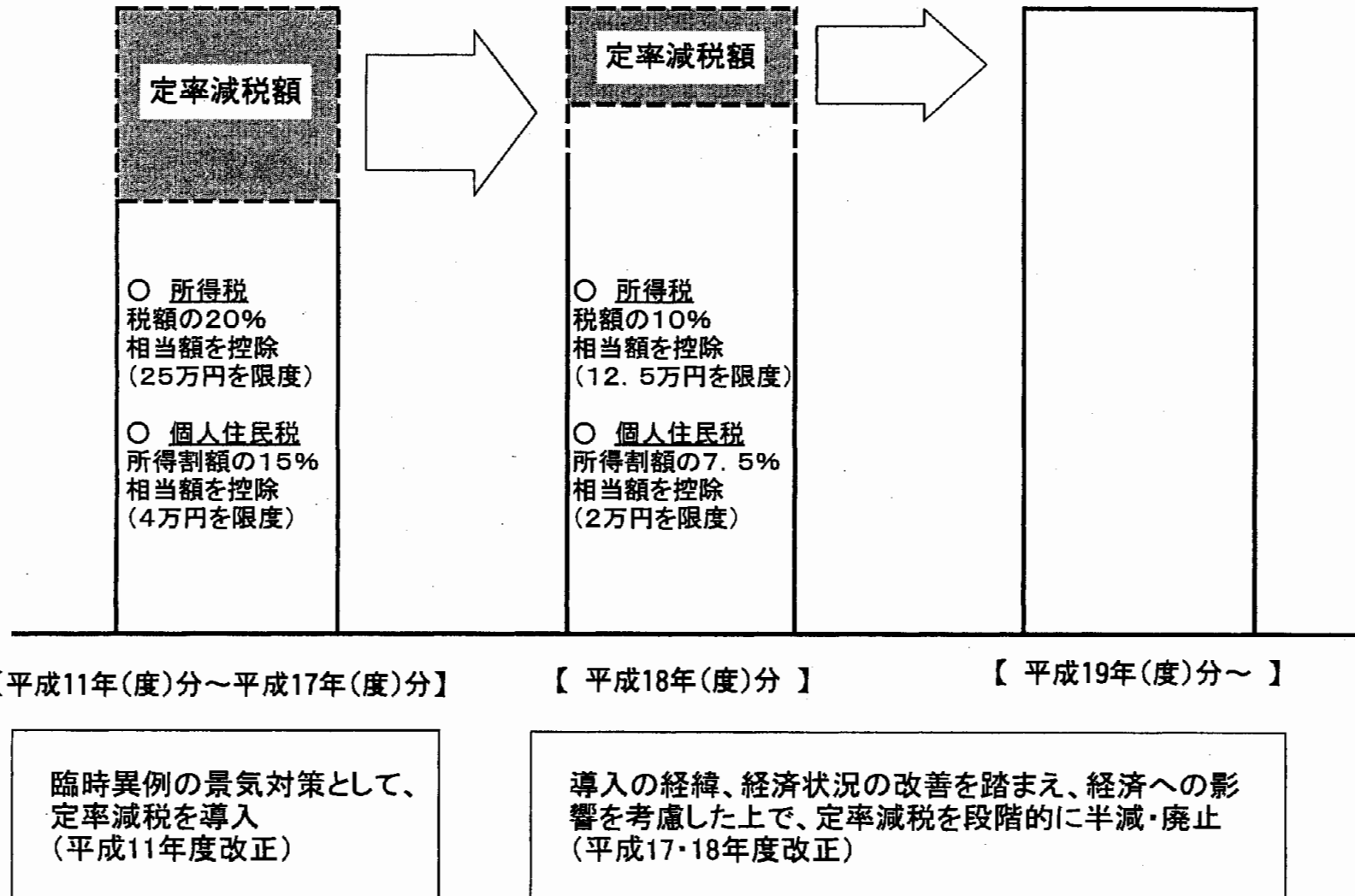
モデル年金額と課税最低限



(注) 1.モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦（妻は専業主婦）の受け取る年金額（18年度物価スライド実施後）である。
 2.年金受給者の課税最低限については、夫：65歳以上・妻：70歳以上の者として計算している。

※ 専業主婦の年金収入（モデル基礎年金79.2万円）を含めると、課税されない世帯収入は295万円となる。これと同額の給与所得者の所得税負担は4.2万円。

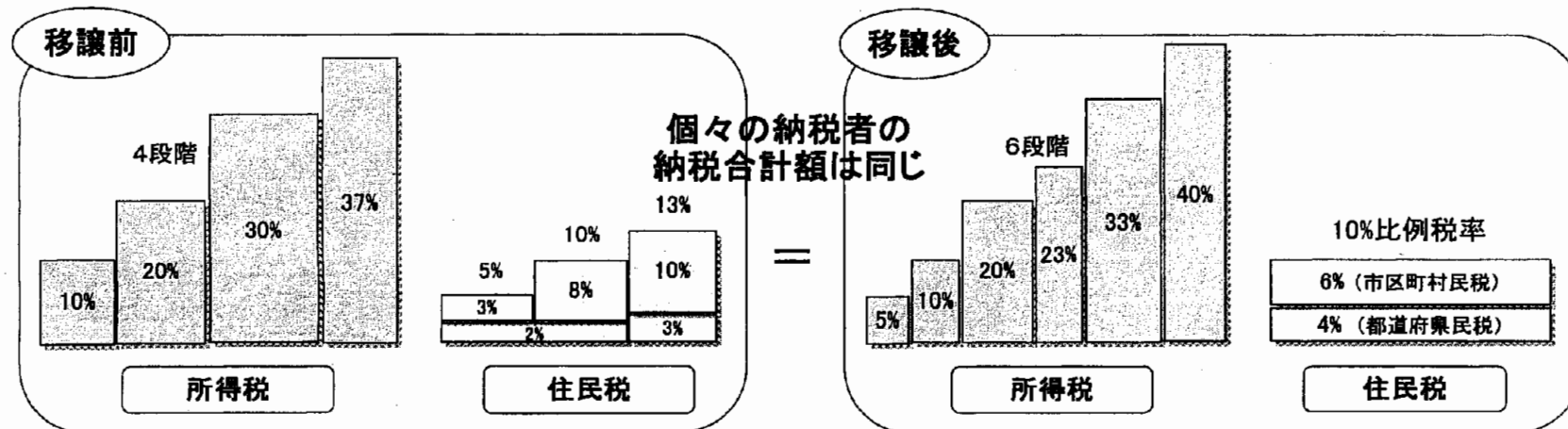
個人所得課税の定率減税



税源移譲のポイント

- ① 地方分権・三位一体改革の一環。
- ② ほとんどの人は、平成19年1月から所得税が減り、6月から住民税が増える。
- ③ しかし、所得税と住民税を合わせた年額の納税額は、基本的に変わらない。

※ 税源移譲とは別に、平成11年に景気対策として導入された定率減税が最近の経済状況を踏まえ廃止されることによる納税額の増加あり



● 夫婦＋子供2人の場合(年額)

給与収入	税源移譲前 (単位:円)		
	所得税	住民税	合 計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000



税源移譲後 (単位:円)		
所得税	住民税	合 計
0	9,000	9,000
59,500	135,500	195,000
165,500	293,500	459,000
590,500	539,500	1,130,000

=

納税 増減額
0円
0円
0円
0円

※ 子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★ 上記は税源移譲による納税額の変動を示すものです。実際の納税額には、平成19年から定率減税が廃止されること、皆様の収入の増減等の影響があることにご留意ください。